

学校図書館と著作権

日本図書館協会学校図書館部会 著作権学習会

小池 信彦 (JLA著作権委員会)

2021年6月5日

おさらい

・著作権法 第31条（図書館等における複製等）

- 第三十一条 国立国会図書館及び図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

おさらい

• 第三十五条（学校その他の教育機関における複製等）

- 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

事前の質問などから

- 電子書籍貸出に影響はあるのでしょうか？
 - 現在の電子書籍は、契約で取り扱いが決まっている実態があるとおもいます。
 - 電子書籍を図書館で扱うことが、著作権制度のなかで変わることは考えられます。
 - 図書館からの送信が可能となることなどは電子書籍市場に影響を与える、変えることが期待されています。

事前の質問などから

- 小中学校でリモート授業をやるときに、著作権法上の注意点は？
 - 授業目的公衆送信に当たる内容、著作物の使用があるかは注意が必要と思います。

事前の質問などから

- 学校で読み聞かせ等の動画をネットに挙げる際の注意点を教えてください。
 - 教室で見る場合
 - 学校から発信する場合
 - 授業目的公衆送信に当たるかどうか。

事前の質問などから

- GIGAスクールに伴う電子情報の取り扱いで最低限生徒や現場教職員がりかい
- GIGAスクールに伴う著作権侵害ボーダーラインについて
- 予想される今後の流れと現場としてはどう対応していけばいいかを具体的に示唆していただければありがたいです。
- JLA学校図書館部会では、小学校からの著作権教育についてのガイドラインのようなものを策定されるのでしょうか？

事前の質問などから

- 電子書籍貸出に影響はあるのでしょうか？
- 勤務校でも生徒へのノートPC配当が進んでいますが、環境整備に精一杯で情報リテラシー育成まで考えが及んでいません。著作権への理解を進め、情報リテラシーを高められる効果的な実践はどうかあるべきか、考える機会にしたいと思います。
- 学校web（教職員と生徒の間で利用）を使い図書委員がおすすめの本や図書館クイズを企画しています。おすすめの本の表紙の掲載については、各出版社に許諾のお願いのメールを出しました。
- クイズの内容ですが、美術部がおすすめの本のPOPを描き、描かれたPOPの本の書名を当てるといったものです。学校web上に美術部の生徒が描いた本のPOPを掲載してもよいのでしょうか？
- 学校における著作権について知りたいです。
- GIGAスクールに伴う電子情報の取り扱いで最低限生徒や現場教職員がりかい
- GIGAスクールに伴う著作権侵害ボーダーラインについて
- 予想される今後の流れと現場としてはどう対応していけばいいかを具体的に示唆していただければありがたいです。
- JLA学校図書館部会では、小学校からの著作権教育についてのガイドラインのようなものを策定されるのでしょうか？